

改正後

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この約款において「荷受人」とは、荷送人により貨物を受け取るべき者として指定される者で、次に掲げるものをいう。

一 船荷証券又は複合運送証券が発行されている場合においては、当該有価証券上適当な指図を受け、かつ、これを所持する者

二 (略)

5・6 (略)

(運送の引受け)

第四条 (略)

2 当社は、荷送人等から通知された場所において、又は当社が指定する場所及び時間内に荷送人等から貨物を受け取り、荷送人等から通知された場所において、又は当社が指定する場所及び時間内に荷受人に対し当該貨物を引き渡す。ただし、当社と荷主との間で特に合意がある場合においては、当社は、当該合意に従う。

3 当社は、荷送人等から通知された場所において、又は当社の指定する場所及び時間内に当社への貨物の引渡が行われない場合においては、予定した船便に当該貨物を船積みすることに関する責めに任じない。

4 (略)

一 (略)

二 貨物が次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

ハ 鉄砲、刀剣その他使用することにより、船員その他の使用人(以下「船員等」という。)若しくは便乗者又は他の物品若しくは

改正前

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この約款において「荷受人」とは、荷送人により貨物を受け取るべき者として指定される者で、次に掲げるものをいう。

一 船荷証券又は貨物引換証が発行されている場合においては、当該有価証券上適当な指図を受け、かつ、これを所持する者

二 (略)

5・6 (略)

(運送の引受け)

第四条 (略)

2 当社は、荷送人等から明告された場所において、又は当社が指定する場所及び時間内に荷送人等から貨物を受け取り、荷送人等から明告された場所において、又は当社が指定する場所及び時間内に荷受人に対し当該貨物を引き渡す。ただし、当社と荷主との間で特に合意がある場合においては、当社は、当該合意に従う。

3 当社は、荷送人等から明告された場所において、又は当社の指定する場所及び時間内に当社への貨物の引渡が行われない場合においては、予定した船便に当該貨物を船積みすることに関する責めに任じない。

4 (略)

一 (略)

二 貨物が次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

ハ 銃砲、刀剣、爆発物、放射性物質その他運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器(自動車、コンテナ等貨物を使用船舶に積み込

使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

二 爆発物、放射性物質その他船員等若しくは便乗者又は他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
ホトト (略)

三 荷送人等又は荷受人が法令若しくはこの約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

四・五 (略)

六 (略)

イハ (略)
二 船積固縛するに当たつて不適切な構造を有すると認められるもの

ホ (略)

七 (略)

(貨物の内容の申告等)

第五条 荷送人は、貨物の種類、数量、状態、価額、電源接続等特別な取扱い、貨物の受取場所及び引渡場所等の貨物の明細に関する事項のうち当社が運送のために必要とする事項並びに荷送人及び荷受人の氏名又は名称を契約締結前に当社に書面により通知しなければならない。ただし、荷送人は、当社の承諾を得た場合は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、当該書面を通知したものとみなす。

2 荷送人は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当するものであるときは、あらかじめその旨(同号イ、ハ又はニに掲げるもの(以下「危険品等」という。))であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他安全な運送に必要な情報)を通知しなければならない。

3 荷送人は、前二項の規定により通知した事項が事実と異なることを保証することとする。荷主は、荷送人が当該事項を通知しなかつ

むために使用する一切の機器をいう。以下同じ。)又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(新設)

二トト (略)

三 荷送人等又は荷受人がこの約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

四・五 (略)

六 (略)

イハ (略)
二 船積固縛するに不適切な構造を有すると認められるもの

ホ (略)

七 (略)

(貨物の内容の申告等)

第五条 荷送人は、貨物の種類、数量、状態、価額、電源接続等特別な取扱い、貨物の受取場所及び引渡場所等の貨物の明細に関する事項のうち、当社が運送のために必要とする事項を契約締結前に当社に申告しなければならない。

2 荷送人は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当するものであるときは、あらかじめその旨を書面により申告しなければならない。

3 荷送人は、前二項の規定により申告した事項が事実と異なることを保証することとする。荷主は、荷送人が当該事項を申告しなかつ

たこと又は通知した事項が事実と異なることにより当社に発生する費用若しくは罰金の負担の責め又は賠償の責めに任ずることとする。

4 当社は、荷送人が第一項及び第二項の規定に反し、荷送人が当該事項を通知しなかったこと又は通知した当該事項が事実と異なることから発生する貨物の損害について、賠償の責めに任じない。

5 当社は、第一項及び第二項の規定により荷送人が通知した事項について、内容を調査する義務を負わない。

6 当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する貨物の運送の申込みに応じる場合においては、荷送人に対し、その負担において、当該貨物につき便乗者の添乗、損害保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることができる。

7 (略)

8 荷送人は、当社の書面による承諾を得なければ、危険品等を積載することができない。

9 荷送人は、危険品等が運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。荷主は、危険品等が当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任ずることとする。

10 荷送人が、当社の書面による承諾を得ずに、危険品等の船積み又は自動車への積込みを行った場合において、危険品等が発見されたときは、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、損傷等の損害について賠償の責めに任じない。

11 当社の承諾を得て船積み又は自動車への積込みを行った危険品等であっても、当社又は運送人等の悪意又は過失によらない事由により、運送人等、便乗者、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、直ちに当該危険品等

たこと又は明告した事項が事実と異なることにより当社に発生する費用若しくは罰金の負担の責め又は賠償の責めに任ずることとする。

4 当社は、荷送人が第一項及び第二項の規定に反し、荷送人が当該事項を明告しなかったこと又は明告した当該事項が事実と異なることから発生する貨物の損害について、賠償の責めに任じない。

5 当社は、第一項及び第二項の規定により荷送人が明告した事項について、内容を調査する義務を負わない。

6 当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する貨物の運送の申込みに応じる場合においては、荷送人に対し、その負担において、当該貨物につき便乗者の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることができる。

7 (略)

8 荷送人は、当社の書面による承諾を得なければ、前条第四項第二号イ又はハに掲げる貨物(以下「危険品等」という。)を積載することができない。

9 荷送人は、危険品等が運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。荷主は、危険品等が当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任ずることとする。

10 荷送人が、当社の書面による承諾を得ずに、危険品等の船積み又は自動車への積込みを行った場合において、危険品等が発見されたときは、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

11 当社の承諾を得て船積み又は自動車への積込みを行った危険品等であっても、当社又は運送人等の悪意又は過失によらない事由により、運送人等、便乗者、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、直ちに当該危険品等

の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、損傷等の損害について賠償の責めに任じない。

(車両及びコンテナの重量)

第六条 (略)

2 貨物が積載されたコンテナの重量は、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第五十六条の四第一項の規定に基づき指定された最大総質量を超えてはならない。

3 荷主は、前二項の規定に違反したことによって運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任ずることとする。

(車両の構造)

第七条 荷送人等は、ロールオン・ロールオフ船等を使用する自動車航送において、自動車船積固縛するのに適切な構造を有するものであり、かつ、船員等、便乗者、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。自動車船積固縛するのに不適切な構造を有していたために当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、荷主は、賠償の責めに任ずることとする。

(貨物の甲板積み)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の場合において、当社は、甲板積みされた貨物の滅失又は損傷による損害については、当社又は当社がその運送のために利用する船舶運航事業者に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任ずる。

の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

(車両及びコンテナの重量)

第六条 (略)

2 貨物が積載されたコンテナの重量は、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第五十六条の四第一項の規定に基づき指定された最大総重量を超えてはならない。

3 荷主は、前二項の規定に違反したことによって運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任ずることとする。

(車両の構造)

第七条 荷送人等は、ロールオン・ロールオフ船等を使用する自動車航送において、自動車船積固縛するのに適切な構造を有するものであり、かつ、船員等、便乗者、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。自動車船積固縛するのに不適切な構造を有していたために当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、荷主は、賠償の責めに任ずることとする。

(貨物の甲板積み)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の場合において、当社は、甲板積みされた貨物の滅失又は毀損による損害については、当社又は当社がその運送のために利用する船舶運航事業者に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任ずる。

(生動物)

第九条 当社は、生動物の運送を引き受けた場合においては、生動物の管理に関して生じた損害については、当社又は運送人等に悪意又は過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任ずる。生動物の死傷に関しても、同様とする。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、第二十三条第五項ただし書の規定に従う。

(輸送機器)

第十一条 (略)

2 (略)

3 荷受人等、荷受人又は第三者の悪意又は過失により、荷送人等又は荷受人に貸し出された輸送機器に損害が生じた場合においては、荷受人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

4・5 (略)

6 前項の場合において、輸送機器の操作等に特別な取扱いを伴うときは、荷送人は、当社に対し、あらかじめ取扱方法を通知しなければならない。この場合において、当社は、当該取扱方法によつては、運送契約の申込みを拒否することができる。

(冷凍機器)

第十二条 (略)

2 当社は、冷凍機器に保管される貨物の滅失又は損傷による損害については、当社又は運送人等に悪意若しくは過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任ずる。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、第二十三条第五項ただし書の規定に従う。

(生動物)

第九条 当社は、生動物の運送を引き受けた場合においては、生動物の管理に関して生じた損害については、当社又は運送人等に悪意又は過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任ずる。生動物の死傷に関しても、同様とする。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、第二十三条第五項の規定に従う。

(輸送機器)

第十一条 (略)

2 (略)

3 荷受人等、荷受人又は第三者の悪意又は過失により、荷送人等又は荷受人に貸し出された輸送機器に損害が生じた場合においては、荷受人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

4・5 (略)

6 前項の場合において、輸送機器の操作等に特別な取扱いを伴うときは、荷送人は、当社に対し、あらかじめ取扱方法を明告しなければならない。この場合において、当社は、当該取扱方法によつては、運送契約の申込みを拒否することができる。

(冷凍機器)

第十二条 (略)

2 当社は、冷凍機器に保管される貨物の滅失又は毀損による損害については、当社又は運送人等に悪意若しくは過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任ずる。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、第二十三条第五項の規定に従う。

(荷造等)

第十三条 荷送人等は、貨物の荷造、固縛又は梱包（以下「荷造等」という。）の不備により、当社、運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。貨物の荷造等の不備により当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、荷送人等は、賠償の責めに任ずることとする。

2・3 (略)

(船便の利用の中止等)

第十四条 (略)

一・二 (略)

三 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合

四 (略)

五 船員等又は便乗者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある場合

六 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合

七～十 (略)

(引渡の特例)

第十八条 (略)

2 当社は、第四条第二項の規定にかかわらず、天災等の正当な事由がある場合においては、あらかじめ荷送人等から通知された場所、又は当社が引渡について指定した場所又は時間以外の場所又は時間において、貨物を引き渡すことができる。

3 (略)

(引渡不能貨物の寄託と通知)

第二十条 (略)

2 (略)

(荷造等)

第十三条 荷送人等は、貨物の荷造、固縛又は梱包（以下「荷造等」という。）の不備により、当社、運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。貨物の荷造等の不備により当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、荷送人等は、賠償の責めに任ずることとする。

2・3 (略)

(船便の利用の中止等)

第十四条 (略)

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

四 船員等又は便乗者の疾病が発生した場合

五 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合

六～九 (略)

(引渡の特例)

第十八条 (略)

2 当社は、第四条第二項の規定にかかわらず、天災等の正当な事由がある場合においては、あらかじめ荷送人等から明告された場所、又は当社が引渡について指定した場所又は時間以外の場所又は時間において、貨物を引き渡すことができる。

3 (略)

(引渡不能貨物の寄託と通知)

第二十条 (略)

2 (略)

3 当社は、第一項の規定により貨物を寄託した場合において、倉庫証券の発行があったときは、その証券の交付により貨物の引渡に代えることができる。第一項の費用の弁済を受けるまで倉庫証券を留置することができる。

(運賃等)

第二十一条 (略)

2 荷主は、当社が貨物を荷受人に引き渡すまでに、運賃、附帯の費用、立替金、滞船料及び貨物の価格に応じ共同海損又は救助のために負担すべき金額(以下「運賃等」という。)を支払わなければならない。

3 (略)

4 当社は、貨物の全部又は一部が不可抗力により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じた場合又は当社若しくは運送人等(船員等を除く。)の悪意若しくは過失若しくは船員等の悪意若しくは重大な過失によつて滅失した場合は、荷主に当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃を請求しない。当社が既に当該貨物に係る運賃の全部又は一部を收受している場合においては、荷主に当該運賃を返還する。

5 (略)

6 当社は、運賃等の支払いを受けるため、貨物を競売することができる。この場合において、不足額があるときは、当社は、荷主に対してこれを請求することができる。

7 (略)

(当社の責任)

第二十三条 当社の貨物の滅失、損傷又は延着に対する責任は、当社が貨物を受け取ったときに始まる。

2 当社の責任は、荷受人が異議をとめないで貨物を受け取ったときに消滅する。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合において荷受人が引渡日より二週間以内に当社に

3 当社は、第一項の規定により貨物を寄託をした場合において、倉庫証券の発行があったときは、その証券の交付により貨物の引渡に代えることができる。第一項の費用の弁済を受けるまで倉庫証券を留置することができる。

(運賃等)

第二十一条 (略)

2 荷主は、当社が貨物を荷受人に引き渡すまでに、運賃、附帯の費用、立替金、碇泊料及び貨物の価格に応じ共同海損又は救助のために負担すべき金額(以下「運賃等」という。)を支払わなければならない。

3 (略)

4 当社は、貨物の全部又は一部が不可抗力又は当社若しくは運送人等(船員等を除く。)の悪意若しくは過失若しくは船員等の悪意若しくは重過失によつて滅失した場合は、荷主に当該貨物に係る運賃を請求しない。当社が既に当該貨物に係る運賃の全部又は一部を收受している場合においては、荷主に当該運賃を返還する。

5 (略)

6 当社は、運賃等の支払いを受けるため、裁判所の許可を得て貨物を競売することができる。この場合において、不足額があるときは、当社は、荷主に対してこれを請求することができる。

7 (略)

(当社の責任)

第二十三条 当社の貨物の滅失、毀損等に対する責任は、当社が貨物を受け取ったときに始まる。

2 当社の責任は、荷受人が留保をせずに貨物を受け取ったときに消滅する。ただし、貨物に直ちに発見することができない毀損又は一部滅失がある場合において荷主が受け取った日から二週間以内に当社に

対してその通知を發したときは、この限りでない。

3 前項の規定は、貨物の引渡の当時、当社又は運送人等が貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しない。

4 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該利用運送に係る荷受人が貨物の引渡の日から二週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに發見することのできない一部滅失又は損傷があつた旨の通知を發したときは、荷送人に対する当社の責任に係る第二項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を發した日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

5 他に規定のある場合を除き、当社は、貨物の滅失、損傷又は延着の損害について当社又は運送人等に悪意又は過失がないことを証明できない場合は、賠償の責めに任ずる。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、当社又は当社がその運送のために利用する船舶運航事業者に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がないことを証明できない場合は、賠償の責めに任ずる。

6 前項の規定にかかわらず、当社は、第四条第四項第二号ロに掲げる貨物（次項において「高価品」という。）の滅失、損傷又は延着の損害については、第五条第二項に基づく書面による通知がないときは、賠償の責めに任じない。

7 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当社が知っていた場合

二 当社又は運送人等の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じた場合

8 貨物の滅失又は損傷の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、あらかじめ荷送人等から通知された場所、又は当社が当該貨物の引渡について指定した場所及び時間における価額によってこれを定める。

してその通知を發したときは、この限りでない。

3 前項の規定は、当社又は運送人等に悪意がある場合においては、適用しない。

（新設）

4 他に規定のある場合を除き、当社は、貨物の滅失、毀損等の損害について当社又は運送人等に悪意又は過失がないことを証明できないときは、賠償の責めに任じる。

5 略

6 前二項の場合においても、当社は、第四条第四項第二号ロに掲げる貨物の滅失、毀損等の損害については、第五条第二項に基づく書面による明告がないときは、賠償の責めに任じない。

（新設）

7 貨物の滅失、毀損等の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、あらかじめ荷送人等から明告された場所、又は当社が当該貨物の引渡について指定した場所及び時間（一部滅失又は毀損の場合においては、引渡のあつた時間。次項において同じ。）

9|| 前項の場合において、あらかじめ荷送人等から通知された場所、又は当社が当該貨物の引渡について指定した場所及び時間における価額が明確でない場合においては、当該価額は、第五条第一項の規定により荷送人が通知した価額であるものと推定する。

10|| 貨物の滅失又は損傷のため荷主が支払うことを要しない運賃等は、前二項の賠償額から控除する。

11|| 貨物の延着の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、運賃等の総額を限度とする。

12|| 当社は、前四項の規定にかかわらず、当社又は運送人等の悪意又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は延着した場合には、一切の損害の賠償の責めに任ずる。

(荷送人等が輸送機器に詰めた貨物)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、荷送人等が保証した事項が事実と異なる場合には、当社は、当該違反から生じる貨物の滅失、損傷等に対して賠償の責に任じない。

(荷主等の賠償責任)

第二十五条 この約款に規定するもののほか、荷送人等又は荷受人が、その悪意若しくは過失により、又は法令若しくはこの約款を守らなかつたことにより当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

(除斥期間)

第二十七条 貨物の滅失、損傷又は延着に対する当社の責任は、貨物の引渡がされた日(貨物の全部が滅失した場合にあつては、あらかじめ

における価額によってこれを定める。

8|| 前項の場合において、あらかじめ荷送人等から明告された場所、又は当社が当該貨物の引渡について指定した場所及び時間における価額が明確でない場合においては、当該価額は、第五条第一項の規定により荷送人が明告した価額であるものと推定する。

9|| 貨物の滅失、毀損のため荷主が支払うことを要しない運賃等は、前二項の賠償額から控除する。

(新設)

10|| 当社は、当社又は運送人等の悪意又は重大な過失によって貨物が滅失、毀損等した場合には、一切の損害の賠償の責めに任ずる。

(荷送人等が輸送機器に詰めた貨物)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、荷送人等が保証した事項が事実と異なる場合には、当社は、当該違反から生じる貨物の滅失、毀損等に対して賠償の責に任じない。

(荷主等の賠償責任)

第二十五条 この約款に規定するもののほか、荷送人等又は荷受人が、その悪意若しくは過失により、又はこの約款を守らなかつたことにより当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、損害の賠償の責めに任ずることとする。

(時効)

第二十七条 貨物の滅失、毀損等に対する当社の責任は、当社に悪意がある場合を除き、荷受人が貨物を受け取った日(貨物の全部が滅失し

当社が引渡を予定した日をいう。)から一年以内に裁判上の請求がなされないときは消滅する。

2|| 前項の期間は、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が発生した後
に限り、合意により、延長することができる。

3|| 荷送人が第三者から委託を受けた運送の一部又は全部を当社が行う
場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の
請求をされたときは、荷送人に対する当社の責任に係る同項の期間は
、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過
する日まで延長されたものとみなす。

(附帯業務)

第二十八条 当社が貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保
管、仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に
附帯する業務を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表に
よる。

(仲裁等)

第三十六条 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付
する旨の合意がある場合においては、当社が指定する公益法人又は一
般社団法人等に仲裁を付し、仲裁人の判断に従うこととする。仲裁人
の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人又
は当該一般社団法人等の定めるところによる。

2
(略)

た場合にあつては、あらかじめ当社が引渡を予定した日をいう。)か
ら一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(新設)

(新設)

第二十八条 当社が貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保
管、仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に
附帯する業務を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表に
よる。

(仲裁等)

第三十六条 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付
する旨の合意がある場合においては、当社が指定する公益法人に仲裁
を付し、仲裁人の判断に従うこととする。仲裁人の選任、仲裁手続そ
の他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人の定めるところによる
。

2
(略)